3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道２号（以下「本路線」という。）は、大阪市を起点とし、岡山市、倉敷市、福山市、広島市、山口市等を経て北九州市に至る延長約671kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する倉敷市及び浅口市（以下「本件地域」という。）は、国際拠点港湾である水島港を擁し、水島港に隣接する水島臨海工業地帯には、化学工業、鉄鋼業及び輸送用機械器具製造業等の工場が集積しており、これらの工場の関連工場が本路線沿線に立地している。

本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として本路線があるが、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、浅口市の市街地を通過していることなどから、物流等による通過交通と地域住民等による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、浅口市金光町大谷2448番地附近で28,962台／日であり、混雑度は1.46となっている。

本件事業の完成により、本件区間が既に供用済み又は供用予定である県道南浦金光線等と一体となって現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である岡山県知事が環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成12年７月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質のうち浮遊粒子状物質については、一部の予測対象区域において環境保全目標を上回っていることから事後調査を実施することとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年６月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされているが、大気質のうち浮遊粒子状物質については、起業者は事後調査を実施するとともに、必要に応じて影響を低減させるための措置を講じることとしている。騒音については、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているナゴヤダルマガエル、ニホンウナギ及びゲンゴロウブナ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されている。オオタカについては、営巣が確認されていることなどから、起業者は専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を実施し、必要な保全措置を講じることとしている。サシバについては営巣が確認されているが、営巣地は対象道路から十分離れていること、生息環境の消失面積は少ないことなどから、影響は小さいとされている。ナゴヤダルマガエルについては、周辺に同様の生息環境が広く残されることから、影響は小さいとされているが、起業者はモニタリング調査を実施することとしている。ニホンウナギ及びゲンゴロウブナについては、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから、それぞれ影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、既に発掘調査等が完了しており、保存のために必要な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成12年８月29日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、本件区間周辺の自治体の長等からなる国道２号玉島笠岡間整備促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岡山県倉敷市役所玉島支所及び浅口市役所

○国土交通省告示第千百八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

別表に次のように加える。

二十五	株式会社建機評価本部	東京都台東区北上野一丁目二十七番二号	省令第十五条各号の区分に掲げる	日本全域	東京都台東区北上野一丁目八番三号	平成二十五年十一月二十日	指定をした日から五年間

○観光庁告示第十九号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成二十五年十二月九日　　観光庁長官　久保　成人